

◆ 神戸市PTA 総合補償制度 (神戸市PTA 安全教育振興会)

◇PTA 会員 (準会員) のために単位 PTA で加入できる障害見舞金制度

神戸市 PTA 安全教育振興会は児童・生徒の心身と共に健やかな成長を願う PTA 加入者が安心して PTA 活動ができることを心から願っております。

平成 5 年度に PTA 会員による PTA 会員のための保険を目指し、神戸市 PTA 安全教育振興会が発足しました。PTA 活動を根底にしながら万一事故にあった場合、従来よりも見舞金制度の質、量両面での拡充を図ったものです【管理者賠償責任保険は保険会社に委託しております】。学校外活動の重要性が増し、PTA 活動がますます活発化されるであろう現状の中で、その活動を側面から支援するため、平成 7 年度以降、会則の見直しや一部改正がなされました。平成 20 年 6 月以降は、平成 18 年 4 月に改正保険業法が施行され、これを受け見舞金制度に移行することとなりました。平成 30 年度には会全体を刷新し、社会的背景や時代に合わせ、より会員の皆さまのニーズに沿う内容にしました。

▼ お見舞い金はこのように出ます ▼

PTA 会員:PTA 加入の保護者・教職員 これ以外に PTA 活動に参加する会員のお子様、会員同居親族も含まれます

PTA 主催【共催】行事に参加、活動中での事故および死亡の場合のお見舞金。行事に参加するための往復途中も対象になります。たとえば PTA 役員会、総会、授業参観、運動会、学校奉仕活動、スポーツ活動、地区 PTA、郊外補導中等。

みなし加入者

園児・児童・生徒の祖父母などで、父母に代わり PTA 活動を行なったものをいいます。加入者、みなし加入者【祖父母など】が就園前の乳幼児をともなって PTA 活動を行った場合、この乳幼児もみなし加入者に含まれます。

補償期間・・・6月1日から一年間です。

負担金について・・・単位 PTA ごとに、PTA 会員一世帯につき 100 円です。 別途、徴収はありません。

PTA 総合補償制度【180 日が限度】			PTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険【180 日が限度】		
医療見舞金	給付内訳	ここまでの合計金額が 上限 10 万円まで 【申請時に提出が必要な書類】 見舞金申告書、請求書(様式)と、 各通院精算時に受け取るレセプト表(明細領収書)原本をすべて お送りください。(確認後ご本人 へお返しいたします。) ※ お見舞金申請には診断書様 式は不要です。 ※ 保険会社請求に関して診断 書が必要な場合は、保険会社か ら別途請求されます	団 体 傷 害	後 遺 障 害	100 万円の 3%から 100%まで
入院治療	5,000 円×入院日数		見 舞 金	事 故	事故によるケガのため、事故のその日から、その 日を含め 180 日以内に後遺障害が生じた場合
通院治療 (高額になる 方)	(A)3,000 円×通院日 数 (B)500 円×治療日数		死 亡 弔 慰 金	死 亡	100 万円 事故によるケガのため、事故のその日 から、その日を含め 180 日以内に死亡した場合
施術治療	施術×70%×3,000 円		賠 償 責 任	対 人	1 名 3 億円 1 事故 10 億円 (自己負担額 1,000 円)
前歯の欠損 (永久歯)	2 本まで 50,000 円 3 本以上 100,000 円			対 物	1 事故 3,000 万円 (自己負担額 1,000 円)
眼鏡等の損傷	上限 30,000 円		保 管 物	1 事故 10 万円 保険期間中 500 万円(自己負担額 5,000 円)	

平成 30 年 6 月 1 日改定

※詳しい内容は、加入者にお送りしました「神戸市 PTA 総合補償制度の手引き(長期保存用)をご覧ください。

お問い合わせにつきましては「神戸市 PTA 安全教育振興会」までお電話ください。(Tel 360-3455)

井吹台中学校 PTA は、今年度も引き続き、上記 PTA 総合補償制度(見舞金制度・PTA 団体傷害保険・PTA 賠償責任保険)に PTA 会員全員一括加入いたします。 別途、徴収はありません。